

財務省告示第百三十三号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成二十年三月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。  
 平成二十年四月三日

財務大臣 額賀 福志郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（五年）（第七十回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第七條及び第十六条第一項
三	振替法の適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	株式会社ゆうちょ銀行による引受け
五	発行行額	額面金額で二百五十四億円
六	払込金額	二百五十四億四千五百七十二万円
七	最低額面金額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
九	発行行日	平成二十年三月二十五日
十	発行価格	額面金額百円につき百円十八銭
十一	発行利率	年〇・八パーセント
十二	経過利率	株式会社ゆうちょ銀行代表執行

の  
払  
込  
み

役会長は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第  
十八号に規定する期日に払い込  
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8 \times 5}{100 \times 365}$$

十  
三

初  
期  
利  
子

平成二十年九月十日を支払期  
とし、次の算式により算した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う。以下、  
次号及び第十五号において規定  
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8 \times 1}{100 \times 2}$$

十  
四

第  
二  
期  
以  
後  
の  
利  
子

毎年三月二十日及び九月十日  
を支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する

十  
五

償  
還  
限

平成二十五年三月二十日

十  
六

償  
還  
金  
額

額面金額百円につき百円

十  
七

元  
利  
支  
払  
場  
所

日本銀行

十  
八

払  
込  
期  
日

平成二十年三月二十五日